

## 10. 教育

- **学校の種類**については、次の表を参考にしてください。  
なお、学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などは、ここでいう学校には含めません。

「10. 教育」欄でいう主な学校の種類の例

小学	【新制】 小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】 国民学校の初等科 尋常小学校 （※ 高等小学校・国民学校の高等科の場合は、学校の種類は「中学」となります）
中学	【新制】 中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校 旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 <sup>（注）</sup>
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大 高専	【新制】 短期大学 専門職短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学	大学 専門職大学 水産大学校専門学科・専攻科 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程・総合課程 放送大学全科履修生
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 放送大学修士全科生

（注）平成16年度までの大学入学資格検定規定による試験の合格者も含めます。

- **高等学校、短期大学、大学や大学院**については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による過程も含めます。
- **大学院**については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に、卒業とします。
- **専修学校・各種学校**については、入学資格や修業年限により、それに相当する学校区分に記入してください。  
なお、次の表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 （専門学校）	新高卒を入学資格とする修業年限 <b>4年以上</b> のもの <sup>（注）</sup>	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限 <b>2年以上4年未満</b> のもの	短大・高専
専修学校高等課程 （高等専修学校）	中学卒を入学資格とする修業年限 <b>3年以上</b> のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限 <b>2年以上</b> のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限 <b>3年以上</b> のもの	高校・旧中

（注）平成18年3月までの卒業生は「短大・高専」とします。

- **外国の学校**については、修業年限などにより、それに相当する学校区分に記入してください。
- **認定こども園**は、幼稚園と保育園両方の機能を併せ持つ、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設をいいます。  
※ 「〇〇幼稚園」や「〇〇保育園」という名称であっても、幼稚園と保育園の両方の機能がある場合は、認定こども園になります。

## 11. 6月6日から12日までの1週間に仕事をしましたか

- **家事などのほか仕事** → 主に家事などをしていて、そのかわり、たとえばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合
- **通学のかたわら仕事** → 主に通学していて、そのかわり、たとえばアルバイトなど、少しでも仕事（収入を伴うもの）をしている場合  
※ 家族の人が自家営業を手伝った場合は、無給であっても「主に仕事」、「家事などのほか仕事」又は「通学のかたわら仕事」のいずれかに記入します。
- **仕事を休んでいた** → 勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでいても、給料や賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合  
事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてからまだ30日にならない場合
- **仕事を探していた** → 仕事がなく、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込んだり、新聞などの求人広告を見て応募したり、他の人に仕事の紹介を依頼するなど、積極的に仕事を探していた場合  
ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限りです。
- **通学** → 料理教室、教養講座、英会話塾などに、週に1、2回程度通っている場合は含めません。（幼稚園、保育所又は認定こども園に通っている場合は「その他」とします。）
- **その他（幼児や高齢など）** → 「11欄」の他のいずれの区分にもあてはまらない場合  
※ 民生委員、保護司、PTA役員やボランティア活動をしている人など収入を伴わない仕事のみをしている人は、「少しも仕事をしなかった人」に含めて、あてはまるいずれかに記入します。

## 12. 従業地又は通学地

- 仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入してください。
- 次のような人は、それぞれに示す場所を従業地とします。
  - 自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている人 → 自宅
  - 自営の大工や行商従事者など → 自宅
  - 雇われて戸外で仕事をしている人（外勤の職員、運転手など） → 配属されている営業所などのある市区町村
  - 船に乗り組んでいる人 → その船が主な根拠地としている港のある市区町村
- 東京都区部又は政令指定都市内で、住んでいる区とは別の区に通勤・通学している場合は、「他の区・市町村」とします。

## 13. 従業地又は通学地までの利用交通手段

- 利用交通手段が日によって違う場合は、主に利用する交通手段について記入してください。
- 利用交通手段が「行き」と「帰り」で異なる場合は、「行き」について記入してください。

## 14. 勤めか自営かの別

- **雇われている人** → 会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人を行い、勤め先での呼ばれ方によって、次のあてはまる区分に記入してください。
    - 正規の職員・従業員 → 一般職員や正社員など（知事、市町村長や議会議員も含めます。）
    - 労働者派遣事業所の派遣社員 → 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている場合  
（労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。）  
※ 次の場合は、「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしません。  
● 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向  
● テパートの派遣店員など（このような人は、派遣元の事業所における呼称によって記入します。）  
● 労働者派遣法で適用外の業務（港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び医療を受ける者の居宅において行われているものに限る。ただし、紹介予定派遣による労働者派遣を除く。））
  - パート・アルバイト・その他 → 契約社員・嘱託なども含めます。
- **会社などの役員** → 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員（部長、課長などのいわゆる管理職や執行役員は、取締役や理事などの役員になっていなければ「雇われている人」とします。）
- **自営業主** → 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者など（商店などの経営者で、その商店などが会社組織（株式（有限も含む））・合資・合名・合同会社）の場合は、「会社などの役員」とします。
  - 雇人あり → 従業員を雇っている場合
  - 雇人なし → 従業員を雇っていない場合
- **家族従業者** → 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
- **家庭内の賃仕事（内職）** → 材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人で行っている場合